

●香川県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年12月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成20年12月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松長尾大内線（10号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町田面字上村1160番1地先 から さぬき市大川町田面字作蔵961番1地先 まで	13.6~90.4	1,090	平成8年香川県告示第190号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成20年12月10日